

## 給付金（祝金・見舞金など）一覧表

給付項目	支給事由	金額	添付書類 (下記以外の場合はお問い合わせください)	
祝金	入会勤続5年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に5年勤続したとき。	5,000円	※該当者には、該当月に事務局より事業所を通してお知らせします。
	入会勤続10年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に10年勤続したとき。	10,000円	
	入会勤続15年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に15年勤続したとき。	10,000円	
	入会勤続20年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に20年勤続したとき。	10,000円	
	入会勤続25年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に25年勤続したとき。	10,000円	
	入会勤続30年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に30年勤続したとき。	10,000円	
	入会勤続35年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に35年勤続したとき。	10,000円	
	入会勤続40年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に40年勤続したとき。	10,000円	
	入会勤続45年	会員がサービスセンターに入会以後同一事業所に45年勤続したとき。	10,000円	
	成人祝金	会員が満20歳になったとき。	5,000円	
金	結婚祝金	会員が結婚したとき。	20,000円	・婚姻届受理証明書（写）または戸籍謄本（写）
	出産祝金	会員または配偶者が出産したとき。 多児出産の場合は一児につき1件です。	5,000円	・母子手帳の出生届出済証明書（写）または戸籍謄本（写）等
	入学祝金	会員の子が小学校・中学校に入学するとき。 ※前年度3月末日現在会員である方が対象	5,000円	・入学通知書（写）または対象児童の健康保険証（写）等
	水晶婚祝金	会員が結婚15年を迎えたとき。	5,000円	※該当者には、該当月に事務局より事業所を通してお知らせします。
	陶磁婚祝金	会員が結婚20年 //	5,000円	
	銀婚祝金	会員が結婚25年 //	10,000円	
	金婚祝金	会員が結婚50年 //	10,000円	
傷病見舞金	高度障害	会員が入会後、傷病により就労不能となったとき。	50,000円	・医師の診断書（写）等 ・「会員資格喪失届」も同時提出
	休業14日以上	会員が入会後、傷病により連続して14日以上入院および休業したとき。 (同一傷病については、年度内2回を限度とする。)	5,000円	・医師の診断書（写）または入院期間が明示された領収書、傷病手当金請求書（写）
	休業90日以上	会員が入会後、傷病により連続して90日以上入院および休業したとき。 (同一傷病については、年度内2回を限度とする。)	10,000円	・医師の診断書（写）または入院期間が明示された領収書、傷病手当金請求書（写）
住宅災害見舞金	住宅火災等 会員が居住する住宅が火災等の被害にあったとき。	建物・家財の損害50%以上	300,000円	※住宅災害見舞金については、全労済協会と契約しております。災害が発生したら現地確認や罹災証明等が必要になりますので、直ちに当センターへご連絡ください。
		建物・家財の損害30%以上50%未満	210,000円	
		建物・家財の損害20%以上30%未満	150,000円	
		建物・家財の損害20%未満	60,000円	
	自然災害等	建物の損害70%以上	90,000円	
		建物の損害20%以上70%未満	45,000円	
会員が居住する住宅が自然災害等の被害にあったとき。	建物の損害20%未満	9,000円		
	建物が床上浸水	18,000円		
同居家族の死亡（住宅災害により同居家族が死亡したとき）		10,000円		
弔慰金	会員死亡	会員が死亡したとき。(70歳未満)	50,000円	・死亡診断書（写） ・「会員資格喪失届」も同時提出
	会員死亡	会員が死亡したとき。(70歳以上)	30,000円	・死亡診断書（写） ・「会員資格喪失届」も同時提出
	配偶者死亡	会員の配偶者が死亡したとき。	30,000円	・死亡診断書（写）
	子死亡	会員の子が死亡したとき。	10,000円	・死亡診断書（写） ・別居の場合は親子関係が証明できる書類
	親死亡	会員の親が死亡したとき。 実父母が対象。但し、配偶者の父母と同居の場合も対象となります。	5,000円	・死亡診断書（写） ・別居の実父母の場合は親子関係が証明できる書類